

内閣総理大臣 小泉純一郎様

小泉総理の8月15日靖国神社参拝に反対する要望書

私たちは、小泉純一郎総理が「内閣総理大臣として8月15日に靖国神社に参拝する」ことに対し、強く反対します。

聖書に示されるイエス・キリストの教えによって、平和を重んじ「信教の自由」を大切にすることを主張する私たち日本バプテスト連盟は、1967年、自民党が靖国神社国家護持の動きを顕にし、1969年自民党有志が「靖国神社法（案）」を国会に提出して以来、これに対し一貫して「戦争を美化し、信教の自由を侵す」ものとして反対の立場を明らかにしてきました。

靖国神社はその前身である東京招魂社創建以来、天皇の名の下に戦死した軍人・軍属のみならず「A級戦犯」をも「英霊」として合祀し、戦争を美化することによって戦意を昂揚させるための宗教施設として用いられてきました。

しかし靖国神社は、日本がアジア諸国に侵略した「大東亜戦争」で犠牲になった2千万人を超えるとも言われるアジアの人たち、また先の大戦で、本土防衛のため戦場と化した沖縄の犠牲者、原爆投下による広島や長崎の犠牲者、国土が廃墟となるほどの爆撃の犠牲者、戦争へと導いた政策の誤りを指摘して投獄され獄死した人たちとは無縁の施設です。

小泉総理は先に米国を訪問し、ブッシュ大統領と手を携えて日米間の親密な協力関係を謳い上げましたが、21世紀を迎えた今日、日本が真に求められているのは、アジア、特に北東アジア諸国の隣人との信頼友好関係です。小泉総理が、アジア諸国、特に中国と韓国からの歴史教科書への修正要求や靖国神社参拝反対の強い要請に耳を傾けず、靖国神社参拝を強行することは、アジア諸国との友好と平和を壊すこととなります。

小泉総理は、内外からの多くの批判の声にもかかわらず、「戦争を二度と起こしてはいけないという気持ちと、戦争に行かざるを得なかった人への敬意と感謝を捧げるため」に8月15日に靖国神社に参拝すると繰り返し言明しています（17日政府答弁書）。報道によれば、8月15日に靖国神社参拝をした後に、教科書問題と併せてアジア諸国と問題解決に向けて外交調節をする意向と伝えられていますが、これこそ従来からの自民党タカ派的手法だと断じざるを得ません。このことは、長い目で見ればわが国に対する不信を増幅する非国益的行為に他なりません。

靖国神社はかつての侵略戦争に於いて、天皇の名の下にかり出された兵士に「死んで靖国神社で会おう」と戦意を昂揚させるために用いられた軍事施設でもあり、小泉総理が今日敢えて靖国神社に「総理大臣」として参拝をすることは、現在進められつつある集団自衛権や憲法9条の改定を目論み、その精神的支えとしての靖国神社を再利用し、新たな「英霊」を生み出すための行動と見られても弁解の余地はありません。

また、靖国神社は、神道とも仏教とも異なる「特定の宗教」としての国家神道であったものが、戦後、自らが宗教法人であることを言明した一宗教法人です。「総理大臣」として靖国神社に公式参拝することは、日本国憲法第20条3項（政教分離）に明らかに違反する行為です。さらに一部の政治家が「A級戦犯」を分祀すると発言していますが、これも同様に政教分離違反です。いうまでもなく、憲法第20条の政教分離原則は、まさにこのような政治の宗教利用を許さない法律です。このことは愛媛玉串料違憲訴訟における最高裁判決、岩手靖国訴訟における仙台高裁判決、並びに中曽根総理の靖国神社公式参拝に対する九州、大阪、播磨訴訟における高裁判決などでも明確に判示されています。

私たちは、過去の歴史を正しく検証し「戦争に行かざるを得ない人」を再び造り出し、これに「敬意と感謝を捧げる」愚を繰り返してはなりません。小泉総理が本当に二度と戦争をしないと言うならば、靖国神社を参拝して「敬意と感謝」を表すことではなく、先の大戦における日本のアジア諸国への侵略の事実と責任を明らかにし、それに基づいた誠実な「謝罪と補償」を実現すべきです。

小泉総理が多くの心あるものたちの忠告を無視して靖国神社参拝を強行するならば、アジア諸国のみならず、平和を求める世界の人々に不信と不安をもたらすことは明白です。小泉総理が、冷静な判断により、靖国神社に参拝することを断念するよう強く求めます。

2001年7月20日
日本バプテスト連盟
靖国神社問題特別委員会
委員長 藤田 英彦